

可児市ふるさと応援寄附金管理運営業務委託
公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

本プロポーザルは、可児市ふるさと応援寄附金管理運営業務を委託するにあたり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の契約候補者として選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名称

可児市ふるさと応援寄附金管理運営業務

(2) 業務内容

別添「可児市ふるさと応援寄附金管理運営業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託契約方法

プロポーザル方式により選定した事業者との契約

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年5月31日まで

※契約締結日から令和7年5月31日までは準備期間とし、準備期間に発生する費用については受託者の負担とする。

※本プロポーザルは、予算議決（令和7年3月）前の準備行為として実施するものであり、議案が市議会で議決されない場合は、この業務委託は実施しない。なお、本件のために行った準備行為等に係る費用が生じた場合であっても、本市においては、その損害について一切負担しない。

※契約締結した翌年度以降において、歳出予算におけるこの契約の契約金額について削減又は削除された場合には、この契約を解除等することがある。

3 見積の内容

基礎数値については下記の通りとする。

寄附金額	4,200,000,000円
寄附件数	234,000件
ワンストップ特例申請	66,000件
オンライン申請	40,000件
紙申請	26,000件

※上記に示す数量等は、前指定期間の令和5年10月～令和6年9月の実績を基に、2年間の想定寄附額等として算出したものである。

見積内容は下記のとおりとし、それらを合計した見積上限金額は158,940,000円（税抜）とする。

(1) 基本委託料

- ・対象寄附金額（※）に対する一定割合

(2) ワンストップ特例申請受付業務経費

- ・オンライン申請の単価及び金額
- ・紙申請の単価及び金額 ※返信用切手代を含む

※対象寄附金額・・・本市が取り扱うポータルサイト経由の寄附及びポータルサイト非経由かつ返礼品ありの寄附による寄附金額。なお、ポータルサイト非経由かつ返礼品なしの寄附による寄附金額は含まない。

※実際の支払額は対象寄附金額に応じて変動するものである。

※さとふるのオンラインワンストップ特例申請はワンストップ特例申請件数の対象外とする。

4 参加資格等

本公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(※参加資格等の確認基準日は、プロポーザルの参加申込書提出日とする。)

- (1) 本業務と類似業務を受注又は自ら実施した実績がある者
- (2) プロポーザル参加申込書(様式1)の提出時点で、可児市競争入札参加資格者名簿への登録申請が完了しており、契約締結日までに掲載されていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 参加申込書提出期限の日から契約締結の日までの間に、可児市建設請負契約に係る指名停止措置要領及び可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱の規定による資格停止を受けていないこと
- (6) 国税、地方税を完納していること
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号又は第2条第6号の規定に該当していないこと及び可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年可児市訓令甲第47号)に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと

5 選定スケジュール

	実施内容	実施期間
1	実施要領等の公告	令和6年12月5日(木)
2	質問受付期限	令和6年12月16日(月)午後5時
3	質問回答期限	令和6年12月19日(木)
4	参加申込書提出期限	令和7年1月10日(金)午後5時
5	企画提案書等提出期限	令和7年1月20日(月)午後5時
6	プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年2月3日(月)※予定
7	審査結果通知	令和7年2月10日(月)※予定
8	契約締結日	令和7年4月1日(火)
9	委託業務開始日	令和7年6月1日(日)

6 質問書の提出

(1) 質問の方法

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式2）に要旨を簡潔にまとめ、担当課に電子メールにより提出すること。※送信後に必ず電話確認を行うこと。

(2) 質問の提出期限

令和6年12月16日（月）午後5時（必着）

(3) 回答方法

質問の回答は、質問者を伏せた形で令和6年12月19日（木）までに可児市ホームページに掲載する。ただし、質問の内容によっては事業者選定に公平性が保てない場合には回答しないこともあるものとする。

7 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、本実施要領および仕様書、質問に対する回答の内容を確認したうえで、プロポーザル参加申込書（様式1）により参加意思を届けるものとする。

(1) 提出期限

令和7年1月10日（金）午後5時（必着）

(2) 提出先および方法

担当課に電子メールにより提出すること。※送信後に必ず電話確認を行うこと。

(3) 参加通知

担当課より令和7年1月23日（水）までに審査会の実施時間等を通知する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類名	部数	内容・記載を要する事項等	備考
(1) 企画提案書	正本1部 副本9部	基本方針、業務実施体制、個人情報保護対策等、業務実施の確実性、寄附拡大に関する提案等	任意 様式
(2) 会社概要	1部	会社設立年月日、資本金、事業概要が明記されたパンフレット等	任意 様式
(3) 財務諸表類	1部	決算報告書、損益計算書、貸借対照表の写し ※直近1事業年度分	写し 可
(4) 見積書	1部	積算内訳（必要となる経費の内訳と積算を記載）	任意 様式

※企画提案書は、仕様書及び企画提案書作成要領に基づき事業手法や独自性をわかりやすく作成すること。また、企画提案書は、A4版用紙で20頁以内、両面印刷とする。（表紙及び目次を含む。）

※提出書類の修正、変更、返却は受け付けない。

注) 審査を公平公正に実施するため、企画提案書および見積書に事業所名を特定または、推測させるような記載はしないこと。後日、当方から審査会の際に名乗っていただく仮社名を連絡します。

(2) 提出期限

令和7年1月20日(月)午後5時(必着)

(3) 提出先および方法

担当課へ直接持参または郵送(簡易書留郵便に限る。)

9 プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書等の書類について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 日時

令和7年2月3日(月)(予定)(※詳細な時間等は、別途通知)

(2) 場所

可児市役所(※詳細な場所等は、別途通知)

(3) 時間構成

25分以内を予定(プレゼンテーション15分以内、ヒアリング10分以内)

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの順番

プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、企画提案書等の受付順とする。

(5) 留意事項

説明者は3名までとし説明資料の追加は認めない(パワーポイント等を使って提案する場合も企画提案書に記載が無い内容は掲載しないこと)。なお、パワーポイント等を使って提案する場合は、電源、延長コード、プロジェクター、スクリーン以外は、提案者で用意すること。

※使用する場合は1月31日(金)午後5時までに連絡すること

10 審査

市が設置する「可児市ふるさと応援寄附金管理運営業務選定委員会」において、企画提案書、見積書、その他の提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について審査を行い、契約候補者及び次点の者を選定する。

(1) 評価項目及び評価基準

別紙「評価項目及び評価基準」のとおり

(2) 選定方法

上記の評価項目について、企画提案書、見積書、その他の提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングをもとに選定委員が評価・採点する。

①合計点が最も高い者を順位1位の契約候補者として選定する。また、第2位の者を次点候補者とする。

②評価点の同じ者が2者以上ある時は、次の順序で契約候補者を選定する。

ア 評価項目に最低点数の評価が少ない者。

イ 提案金額が最も低い者。提案金額も同額の場合は、選定委員による多数決で契約候補

者を決定する。

- ③参加者が1者の場合においても、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提案内容が優れていると認める場合には、契約候補者として選定する。
- ④各選定委員の持ち点は200点とし、平均した値が120点を満たさないものは選定の対象としない。

11 審査結果通知

審査の結果は、令和7年2月中旬までに審査結果通知書（様式3）により全ての企画提案者に対し通知する。

また、審査結果を可児市ホームページで公表する。ただし選定されなかった事業者名については公表しない。

12 契約

選定後、契約候補者は可児市と委託業務について、契約に必要な事項を協議した後、可児市が作成した契約書によって契約を締結する。

なお、協議が整わない場合や辞退した場合は次点者と協議することとする。

13 その他

- (1) 事業提案は、一事業者につき一つのみとする。なお、作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された事業提案書等について、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果の概要等の情報開示を行う場合があること、及び市民等からの情報公開請求に応じて提案書類等の情報開示を行う場合がある。
- (4) 選定結果に関する質問・異議申し立ては受け付けない。
- (5) 採択された事業計画は、市との協議により、修正・変更を行う場合がある。
- (6) 企画提案書等の提出書類については、市の所有物として市が保管、管理又は廃棄し、参加者へは返却しない。参加者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとする。

14 担当課（問い合わせ先）

担当課：可児市市政企画部財政課 担当：磯谷、大川、寺澤

（平日午前8時30分から午後5時15分）

所在地：〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地

TEL：0574-62-1111（内線2353、2354）

E-Mail：furusato@city.kani.lg.jp